

(文教はぐくみ委員会資料)

令和5年8月
保健福祉局
子ども若者はぐくみ局

地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター及び 児童福祉センターの一体化整備後の新施設について

京都市地域リハビリテーション推進センター、京都市こころの健康増進センター、京都市児童福祉センター（以下「3施設」という。）については、平成25年7月の京都市社会福祉審議会からの答申、平成26年2月に取りまとめた「障害保健福祉施策の総合的な推進と児童福祉施策の充実・強化に向けた取組方向」等を踏まえ、平成29年3月策定の「3施設一体化に向けた基本構想」及び平成30年3月策定の「3施設一体化整備基本計画」に基づいて、3施設一体化施設（以下「新施設」という。）の建築工事を進めてきたところであり、令和5年10月に竣工を予定しています。

これまで各施設では、高次脳機能障害や依存症、発達障害、子どもへの虐待や引きこもりなどの様々な課題に対し、それぞれの専門性を活かして対応してきましたが、近年、障害種別を超えた多様なニーズや複合的な課題への対応、ライフステージを通じた切れ目のない支援など各施設に求められる役割が一層大きくなり、施設間の連携の必要性が高まっています。また、現行建物の老朽化、施設のバリアフリー機能や相談室等の不足といった問題も生じています。

今回、こうした老朽化等のハード面の問題を解消し、3施設の機能は維持しつつ、一体化による近接性を活かした連携強化など、ソフト面においても更なる充実を図ることで、様々な課題を抱える方々への支援を推進し、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創る「地域共生社会」を実現するべく、その取組内容をとりまとめましたので、御報告いたします。

1 一体化整備後の具体的な事業内容等について

別紙参照

2 今後のスケジュール

令和5年	9月	各施設の設置条例の条例改正を9月市会に提案
	10月	新施設竣工
	12月	竣工式
	12月末～	段階的に移転（1月完了予定）

3 施設名称について

各施設はそれぞれの設置目的や法に基づく相談所機能を持ち、各センター条例に基づいて運営していることから、今回の一体化によっても引き続き各設置条例に基づく名称を用いるが、新施設を市民の皆様にも愛着を持っていただくため、愛称を公募し、一体化施設の総称としていく。

4 参考

(1) 敷地概要

所在地：京都市中京区壬生東高田町1番地の15、1番地の20

敷地面積：約5,971平方メートル

(2) 建物概要

構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）

階数：5階建て

建築面積：約3,484平方メートル

延べ床面積：約12,685平方メートル

駐車スペース：31台

(施設の全体イメージ)



ハード面の主な課題

- 現行建物の老朽化
 - ・ 児童福祉センター管理棟 : 昭和6年築、本館: 昭和56年築
 - ・ 地域リハビリテーション推進センター・こころの健康増進センター : 昭和52年築
 - 児童福祉センター第一別館を除いた建物の耐震性能が不足している。
施設の老朽化による施設の建替えを行う必要がある。
 - 児童相談所の一時保護所における機能面での課題
 - 年齢別や課題別の処遇等を行っていくための必要なスペースが不足しており、改善が必要である。
- ⇒ 既存の場所での建替えとなると、仮庁舎の確保が困難なため、現行サービスの維持ができなくなり、
新たな立地に整備することが必要

ソフト面の主な課題

- 「障害保健福祉施策の総合的な推進」と「児童福祉施策の充実・強化」を図るとともに、次の課題の解決を図るため、3施設それぞれの専門性を活かした融合による取組が必要
- 「高次脳機能障害」、「発達障害」等が象徴するような、身体・知的・精神障害のいわゆる3障害のはざまにあたるものへの適切な取組
 - アルコール・薬物・ギャンブル依存症等を抱えている親による児童虐待事例では、児童福祉分野と精神保健福祉分野とが密接に連携することによる総合的な対応
 - 障害のある児童が18歳に到達した際、障害「児」施策から、障害「者」施策への円滑な移行
 - 障害に関する課題が複合化、複雑化し、高い専門性が求められる中、個々の支援だけで対応するのではなく、地域で支えていける社会を構築するために、地域の事業所等の全体的な底上げや、人材育成、地域の身近な相談窓口である区役所・支所へのバックアップ等の取組

➡ これらの課題を踏まえ、平成30年3月に3施設の一体化整備基本計画を策定 1

一体化整備後の具体的な事業内容について（基本計画）

< 基本理念 >

- ・ 地域において誰もが生活しやすい社会を目指すための中核機関
- ・ 施設を利用される方がぬくもりを感じ、快適で、心安らぐ施設

< 目指すもの >

- ① 全市的な相談支援体制の充実
- ② 各施設の密接な連携による専門性の向上及び支援体制の強化
- ③ 利便性の向上、ぬくもりを感じ、快適で、心安らぐ施設の整備

ハード面の取組【P 3】

- ① 利用者目線で分かりやすい相談窓口等の配置
- ② 利便性の向上、利用者の安心・プライバシーに配慮した設備の充実
- ③ ぬくもりを感じ、快適で、心安らぐ施設の整備

ソフト面での新たな取組

- 1 各施設の強みを活かした相談体制の強化・連携 【 P 4 】
- 2 利用者の地域での生活を支える「地域の支援力向上チーム」 【 P 5 】
- 3 専門的観点から支援を行う「区役所・支所サポートチーム」 【 P 6 】
- 4 3施設の連携強化及び効果的な支援のための体制整備 【 P 7 】
- 5 身体・知的・精神の障害種別の垣根を取り払い、課題が複合する困難事例や重層的支援が必要な方への対応力向上 【 P 8 】

ハード面の主な取組（図面参照）

① 利用者目線で分かりやすい相談窓口等の配置

- ・ 1階に3施設の相談部門、2階に診療部門を集約化し、利用者の利便性を向上
- ・ 複合的な課題など、相談先が分からない方にも対応する「**専門相談案内窓口**」を設置
- ・ 職員の主軸動線となる各階の建物の中心部に打ち合わせなどができる「**スタッフコア**」を設け、階をまたいだエリア間の連携を円滑にすることはもとより、施設間の垣根を超えた連携を促進



② 利便性の向上、利用者の安心・プライバシーに配慮した設備の充実

- ・ 相談室を2室から3室に、検査室を6室から10室に増設し、**相談、検査に係る待ち時間の短縮・解消**
- ・ 児童福祉部門（子ども）と障害福祉部門（大人）でエリアを分けることで、異なる利用者同士の交錯を低減するほか、高次脳機能障害の方の入所者居室の一部個室化など**プライバシーに配慮した施設**を実現
- ・ 一時保護所居室の個室化や、幼児専用エリアの新設等、**児童が安心・安全に生活できる環境**を実現
- ・ 研修室、体育館に可動式の分割壁やネットを設置し、**利用人数に応じた柔軟な対応**を実現



③ めくもりを感じ、快適で、心安らぐ施設の整備

- ・ 廊下や諸室へのゆとりをもった幅の確保、わかりやすい施設内の表示サイン、手すりの設置や段差の解消等、**ユニバーサルデザインに基づく設計思想**を各所に導入
- ・ エントランスの壁・天井など、利用者の目に触れやすい共用部分への**積極的な木材使用による心安らぐ施設**の整備



ソフト面での新たな取組 1

1 各施設の強みを活かした相談体制の強化・連携

障害・児童に関する専門相談機能の一箇所集約の強みを活かし、3施設のどの相談窓口で受け付けた相談事例であっても、適切な専門的支援につなげるとともに、各区役所・支所や医療機関・福祉事業所等を通じた相談事例についても共有し、関係機関の連携の下、継続的支援につなげる体制を整備する。

<具体的な取組>

○ 共通シートを活用した3施設の連携対応や情報発信の強化

- ・ 3施設での相談受付時に、複合的課題を抱える相談事例については3施設の「共通シート」により、連携が必要な内容を中心に相談概要の聞き取りを行い、適切な専門的支援に活用
- ・ 3施設一体化整備を契機として、**3施設一体となった情報発信を強化**し、3施設が有する障害・児童に関する専門相談機能としての役割等の情報共有に向けた取組を実施

○ 3施設の強みを活かした重層的支援体制の強化

- ・ 3施設の相談窓口に加え、**各区役所・支所や市内の医療機関・福祉事業所を入口とする相談事例**についても、高次脳機能障害児や依存症を抱えた親による虐待ケースなど、3施設の専門相談を必要とする個別ケースをしっかりと受け止めることで、**重層的相談体制を確保**

○ 児童虐待事案等の相談事例に対する専門的知見からの支援方針への反映

- ・ 児童虐待事案における親が何らかの依存症を抱える場合など、複合的課題に対して、**3施設の専門職がケース会議等に参画し、専門的知見からの助言**などを行い、個別ケースにおける処遇支援方針へ反映

ソフト面での新たな取組 2

2 利用者の地域での生活を支える「地域の支援力向上チーム」

3施設の利用者等が、安心して地域で生活し続けられるよう、利用者を支える福祉事業所や医療機関、民間支援団体等とのネットワークを構築し、3施設の高度な専門性を活かして関係機関の支援力向上に取り組むほか、市民に対しても出張講座等を通じて理解促進を図り、地域全体での支えを強化する。

<具体的な取組>

○ 市民向け講座・研修の実施による地域ぐるみでの支えを強化

・3施設の専門性を活かした様々な市民向けの講座や研修に加えて、複合的な課題を抱える方のご家族や身近な支援者などを対象に、出張講座や交流会等を3施設で連携して実施することにより、地域全体の支援力を強化

- (取組例)
- ・地域ガエルのお出かけ講座
 - ・児童発達支援に係る保護者教室
 - ・市民研修（メンタルヘルスケア、依存症、自殺予防、就労支援等）
 - ・世帯内複合的課題への対応をテーマとした出張講座

○ 支援ネットワークの強化

・高次脳機能障害支援ネットワーク会議や一般医・精神科医ネットワーク交流会などの既存のネットワークの場を活用し、3施設間の連携によって蓄積された複合的課題に対する対応モデル、対応方法等を共有し、関係機関の連携を深めるほか、事業者向けの研修プログラムや支援モデルの共同開発等を検討

・ネットワークを通じた地域情報の収集や潜在的支援ニーズの掘り起こしを行い、必要な支援を実施

○ 福祉事業所等支援機関向けの研修による、事業者の対応力向上

・3施設間の連携によって蓄積された情報等を活用し、福祉事業所等支援機関に対して、それぞれの専門分野に関する研修や、「複合的課題に対する支援・取組」に関する研修等を実施し、事業者の対応力を向上

- (取組例)
- ・地域リハビリテーション推進研修
 - ・地域ガエルのお出かけ講座（再掲）
 - ・精神科リハビリテーションの技術援助事業
 - ・児童発達支援に係る公開講座
 - ・世帯内複合的課題（親：依存症、子：障害等）への対応をテーマとした研修
 - ・脳障害（高次脳機能障害、発達障害、認知症等）をテーマとした研修・児童発達支援事業所等へのコンサルテーション事業

ソフト面での新たな取組 3

3 専門的観点から支援を行う「区役所・支所サポートチーム」

第一線で市民からの相談に対応する各区役所・支所に対して、継続的な支援が必要な困難事例について専門的観点から支援することで、全庁的な支援力の向上を図るほか、研修、会議を通じて各区・支所の困難事例やその対応方針等を共有することで、ケースワークの実務を担う人材の育成や、対応力の向上につなげる。

<具体的な取組>

○ 困難事例への継続的支援

・区役所・支所から寄せられた**重層的支援が必要な複合的課題事案等の相談**に対し、「**地域連携推進担当(後述)**」の調整により、**3施設の医師等専門職員も交えた会議を開催**し、支援方針についての意見聴取や助言等を得ながら、**情報共有・対応方法を検討のうえ継続的支援を実施**

○ 区役所・支所の対応力向上に向けた人材育成

・各施設が行っている区役所・支所、行政職員向けの業務研修について連携して行うとともに、**3施設間の連携によって蓄積された情報等を活用した複合的課題への支援に関する研修を実施**

- (取組例)
- ・各研修の内容に専門相談地域連携推進会議等で蓄積した複合的課題やその対応等を追加
 - ・研修内容の検討及び講師派遣等を関係施設で連携

ソフト面での新たな取組 4

4 3施設の連携強化及び効果的な支援のための体制整備

3施設の連携強化をはじめ、地域や区役所・支所の支援力向上など、全市的な相談支援体制の充実を図るため、3施設一体化整備を機に体制整備を行う。

<具体的な取組>

○ 3施設連携の中核を担う「地域連携推進担当」の設置

・3施設の連携強化に係る取組を効果的かつ円滑に行うため、地域リハビリテーション推進センターに3施設間の連絡・調整の中核を担う「地域連携推進担当」を設置

○ 3施設間の情報共有や運営方針を協議する「地域連携推進会議」の開催

・3施設一体となつて行う取組について、施設間で情報共有を行うとともに、その課題についても検討し、各施設間の連携及び今後の運営方針について協議を実施

○ こぐま園の指定管理への移行

・新施設の設備機能を最大限に活用し、運営法人による柔軟な運営や、利用ニーズを的確に踏まえた更なる療育支援の充実を図るため、「児童発達支援センターこぐま園」を委託による運営方法から指定管理へと移行

○ 市立病院等との関係強化

・3施設の立地は、市立病院をはじめとする医療・福祉施設が集まるコアゾーンであることから、市立病院等との医師人事交流や、看護師実習の受入を実施するほか、近隣施設との連携を進め、関係性を強化

ソフト面での新たな取組 5

5 身体・知的・精神の障害種別の垣根を取り払い、課題が複合する困難事例や重層的支援が必要な方への対応力向上

今日的な課題である重層的支援を要する困難事例について、共通シートの活用や3施設の専門的な強みを活かした身体・知的・精神の障害種別の垣根を取り払った一体的な支援を実施することで、対応力向上を図るとともに、ライフステージを通じた切れ目のない支援を提供する。

<具体的な取組>

○ 高次脳機能障害児への対応

・高次脳機能障害を抱えた児童について、**地域リハビリテーション推進センターと児童福祉センター**が連携し、障害児サービスの利用等の地域生活支援や就学・復学支援等の本人支援、高次脳機能障害の特性を踏まえた子育て支援等の**家族支援を実施**

○ 依存症を抱えた親による子の虐待ケースへの対応

・依存症の疑いがある親による児童虐待事案について、**こころの健康増進センターと児童福祉センター**が連携して、事案の早期解決を目指し、依存症の親に対する支援プログラムの実施や児童の保護など、**親と子の世帯全体への支援を強化**

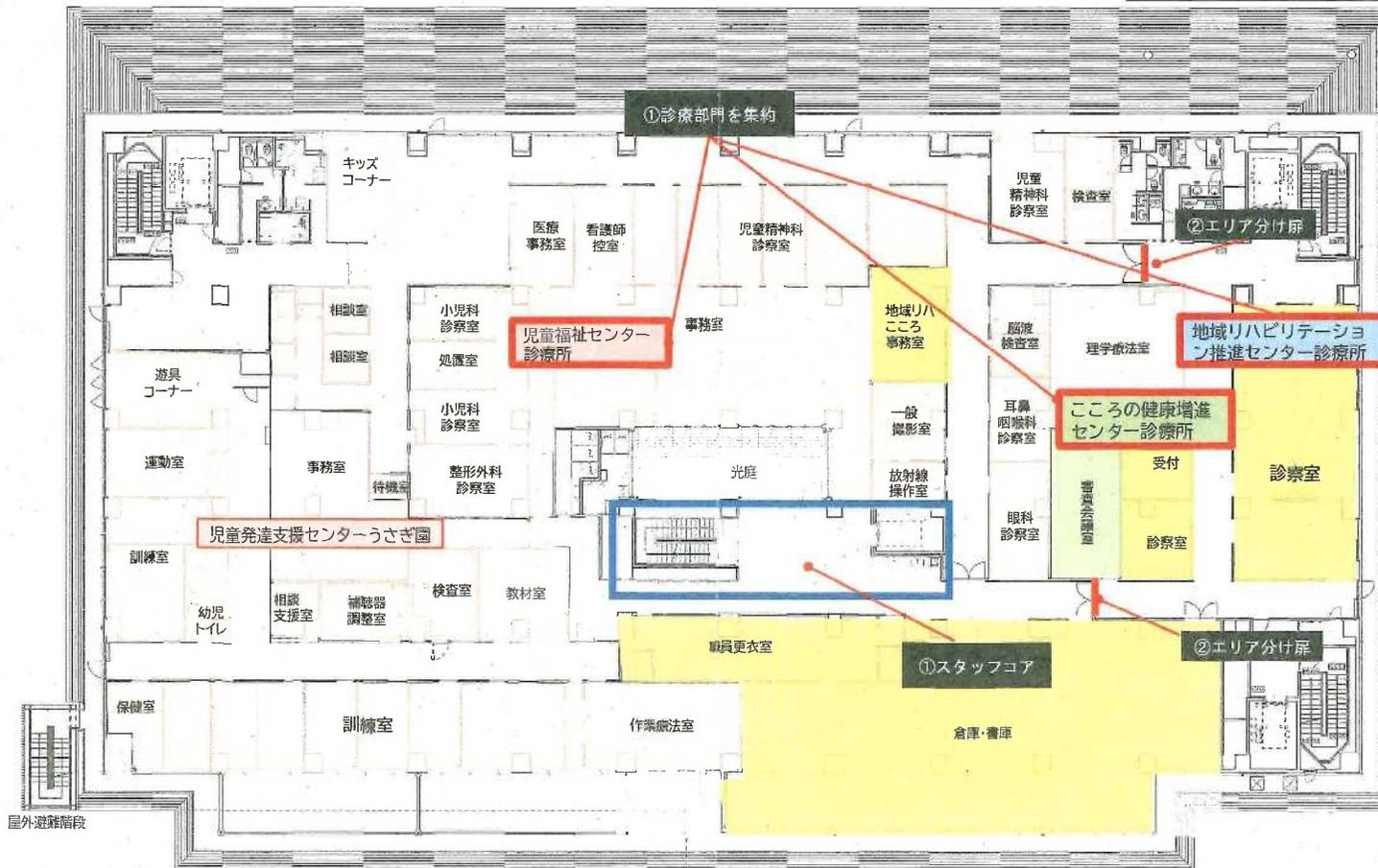
○ 知的、発達障害を抱える子どもの18歳到達時におけるスムーズな対応

・知的、発達障害を抱える子どもの**18歳到達時における切れ目のない支援**を図るため、「知的障害者更生相談所」及び「京都市発達障害者支援センターかがやき」業務をこころの健康増進センターに移管

2階平面図（診療部門・児童支援部門）

(凡例)

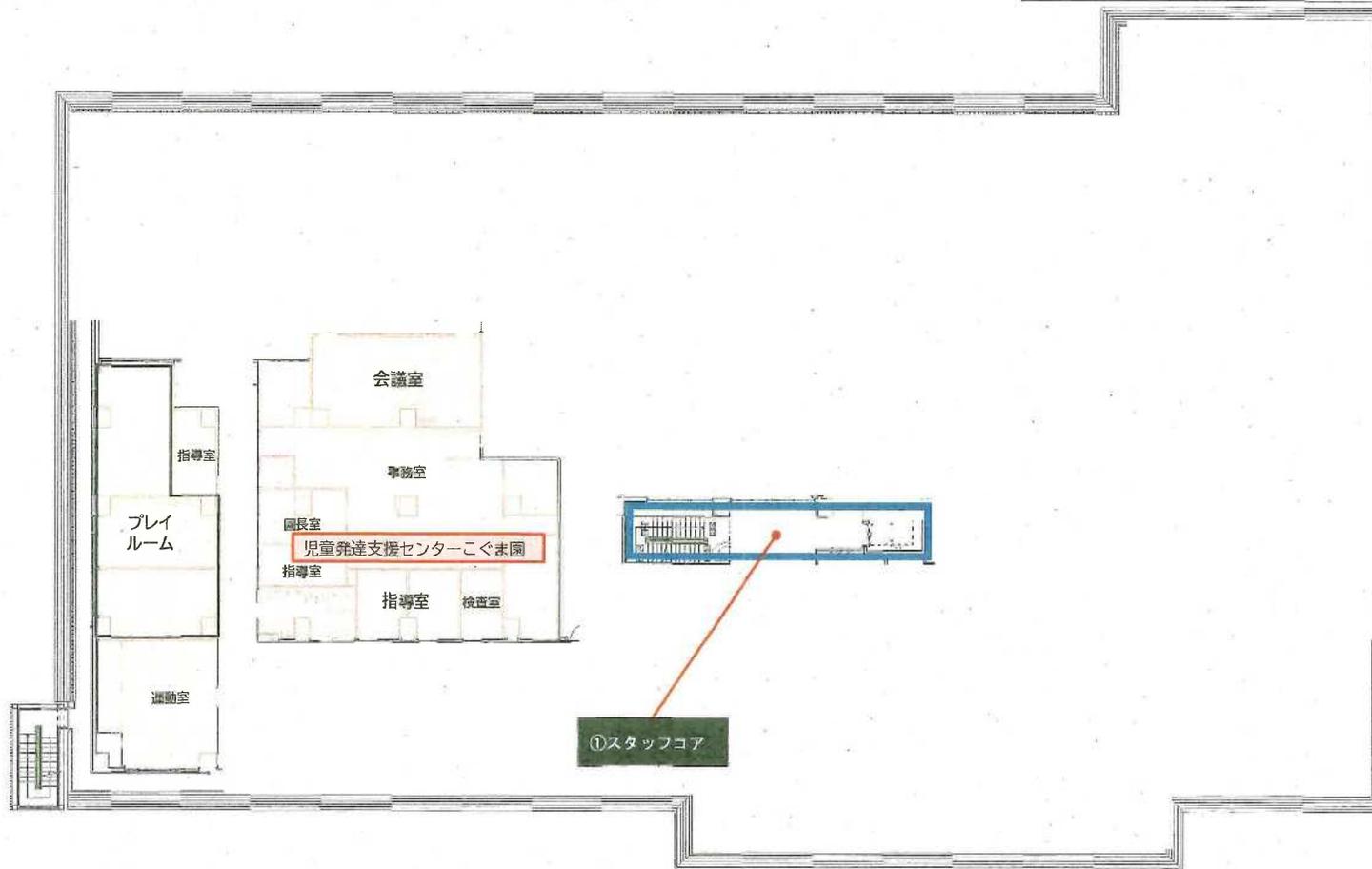
- 地域リハビリテーション推進センター
- こころの健康増進センター
- 児童福祉センター
- 3施設共用諸室等
- その他管理等



3階平面図（児童支援部門）

(凡例)

- 地域リハビリテーション推進センター
- こころの健康増進センター
- 児童福祉センター
- 3施設共用諸室等
- その他管理等

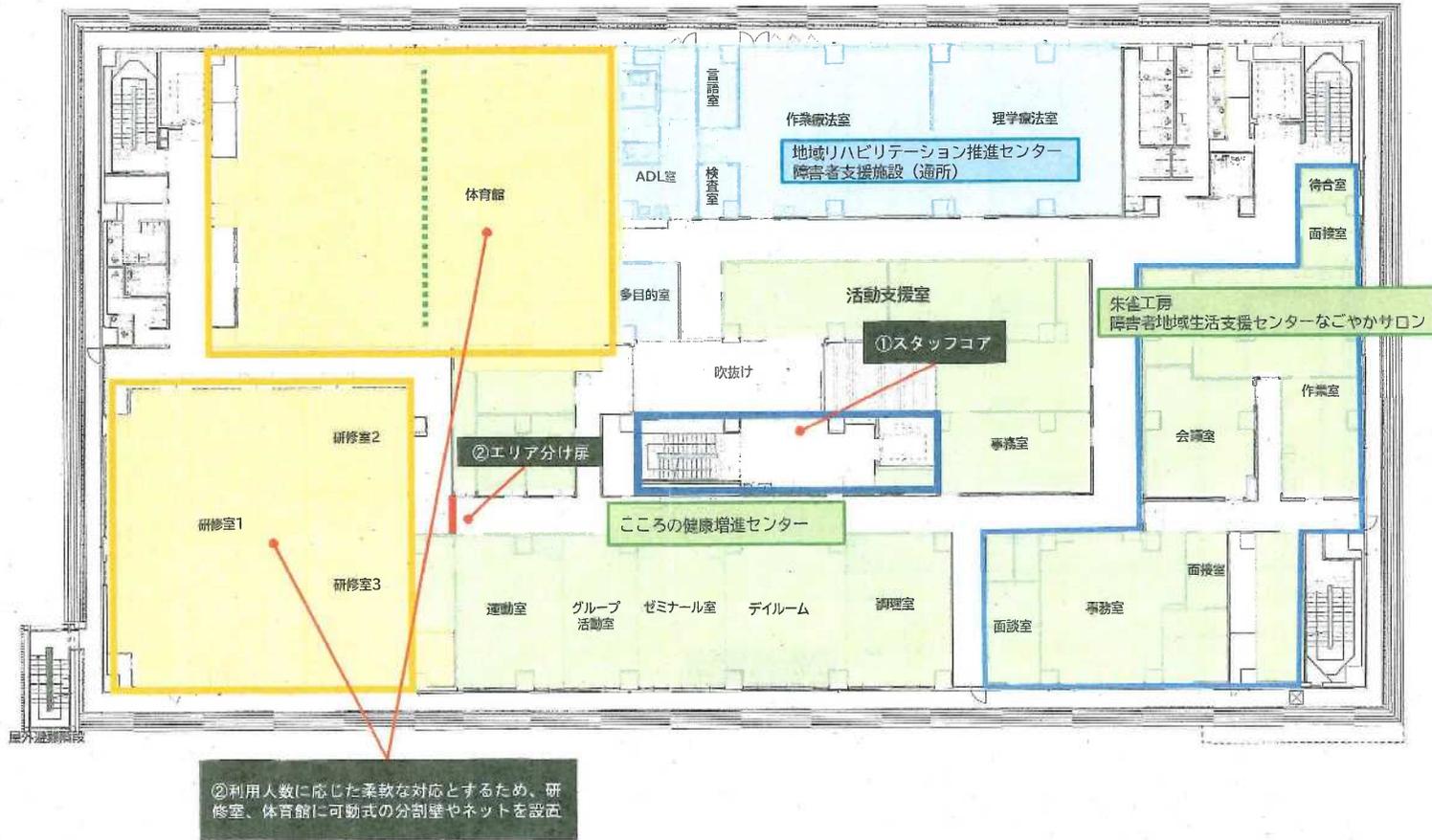
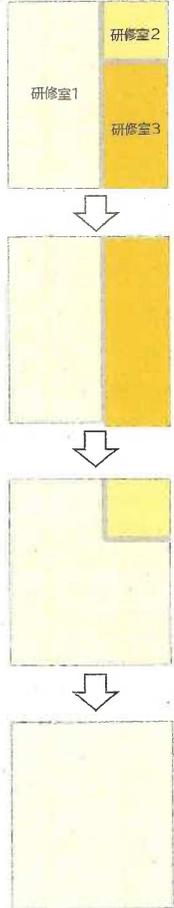


4階平面図（障害者支援部門 通所）

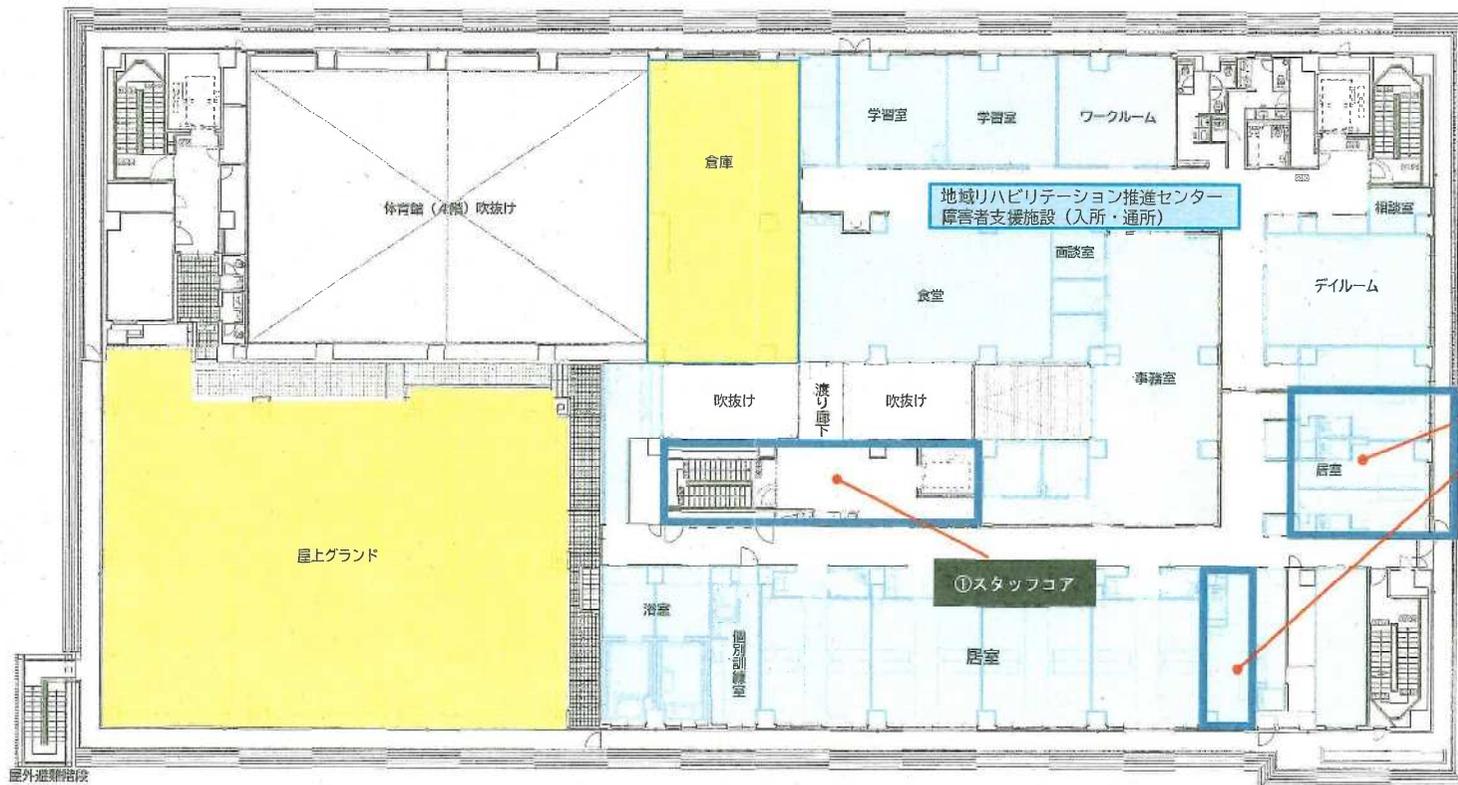
（凡例）

- 地域リハビリテーション推進センター
 - こころの健康増進センター
 - 児童福祉センター
 - 3施設共用諸室等
 - その他管理等
- 指定管理施設

研修室の使用パターン



5階平面図（障害者支援部門 入所・通所）



②地域リハビリテーション推進センターの入所施設の個室化